



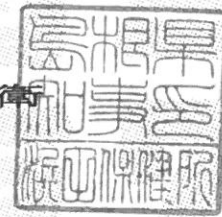
許可番号 03220007026

産業廃棄物処分業許可証

住所 浜田市原井町957番地
名称 浜田コンクリートリサイクル株式会社
代表取締役 大久保 教司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事 溝口 善兵衛



許可の年月日 平成30年11月8日

許可の有効期限 平成35年10月14日

1. 事業の範囲

事業の区分 破砕(移動式) 以下余白

産業廃棄物の種類

金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上3品目、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破砕は行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)平成5年10月15日新規許可
- (2)平成10年10月9日更新許可
- (3)平成15年10月8日更新許可
- (4)平成20年10月17日更新許可
- (5)平成25年10月2日更新許可
- (6)水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る政令改正に伴い平成30年11月8日書換え交付、同日更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無

※事業の用に供するすべての施設

○破碎施設

- ・施設の種類：がれき類の破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・処理する廃棄物の種類：金属くず、ガラスくず等、がれき類
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：浜田市生湯町1909番1（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：平成5年10月1日
- ・処理能力：50t/時間、8時間稼働、400t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：平成14年3月29日、廃第31号の69（届出受理）

以下余白

